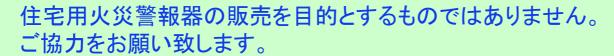
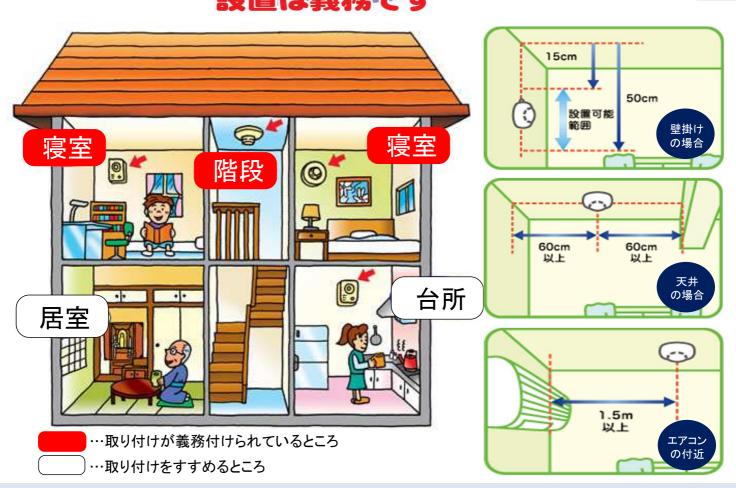
住宅用火災警報器の設置状況調査を実施します!

- ■調査期間 令和5年3月1日から3月29日まで
- ・調査対象 無作為抽出した一般の家庭
- ・調査方法 電話による聞き取り調査
- ・聴 取 者 各地区を管轄する消防職員







問い合わせ

- -飯田消防署 0265-22-0119
- 高森消防署 0265-35-0119
- 伊賀良消防署 0265-25-0119
- -阿南消防署 0260-22-3344



火災警報器が鳴った場合

火災でない時

警報音停止ボタンを押すか、 室内の換気をしてください。

※ 右図の場合に鳴ることがあります。





機器異常の場合

「ピッピッピッ」と一定 の間隔で鳴るときは、 機器の異常です。



電池切れの場合

「ピッ」と鳴るときは、 電池を新しいものに してください。



ピッ

※ 電池寿命10年タイプは 機器交換しましょう。



定期的に作動確認し、音を聞きましょう!

ボタンを押す、又は、ひもを引い て作動確認します。





音が鳴らない場合は?



●電池はきちんと セットされてい るかご確認くだ さい。



● 電池切れか機器本体の異常です。

10年たったら、とりカエル。お宅の火災警報器の話です。



住宅用火災警報器は、

10年を目安に、とりカエル! わが家と家族を守る基本です。

飯田広域消防本部消防署・消防団

出典:一般社団法人 日本火災報知機工業会